平成２７年（フ）第２８３号
愛知県碧南市住吉町３丁目46番地１　エスペランサ302号室
債務者　井澤　良治
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　大輔
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月１日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第２２９号
福井県越前市村国１丁目１番６号
債務者　中村　輝治
1　決定年月日時　平成27年11月６日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海道　宏実
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月２日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７３５号
神奈川県鎌倉市大船２丁目６番７―205号
債務者　大平　英介
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤本　創吉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月21日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第８９０号
京都府八幡市美濃山ヒル塚25番地の７
債務者　月成　孝司
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小槻　浩史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年２月３日午後３時45分
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９５号
長崎県諫早市永昌町３番15―303号　コスモハイツ、前住所長崎県諫早市幸町50番23号　コーポたぶち３号
債務者　清水　優子
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上村　基貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第９６号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目23番８号
債務者　吉國　祐加
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　健太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年１月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第２６４号
函館市美原２丁目19番２号
債務者　楢山　　敬
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第２０８８号
大阪市淀川区野中北２丁目３番５―201号
債務者　吉見　　中
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５４０号
大阪府茨木市庄１丁目19番14号アンフィニィ102号、前住所大阪市城東区今福南２丁目１番11号
債務者　竹本　　力
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８２４号
大阪市東住吉区矢田４丁目18番８号　三陽ハイツ301号
債務者　小縣真理子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８４６号
大阪府高槻市清福寺町２番１―802号
債務者　清水　裕子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８６０号
大阪市平野区喜連２丁目４番７―102号
債務者　谷口　友哉
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３８７６号
大阪府吹田市南吹田１丁目１番10号グローゼハウス南吹田Ｃ202、住民票上の住所大阪府池田市石橋４丁目22番７号テックハイツ203
債務者　村上　　武
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４０３９号
大阪府門真市城垣町16番30号　メゾンミハマ202号、前住所大阪府門真市東田町18番８―２号
債務者　寺岡　正一
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４１９４号
大阪市中央区島之内１丁目15番11―903号
債務者　一村　俊仁
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２２４号
大阪府八尾市教興寺４丁目33番地の１レオパレス教興寺106号、前住所大阪府東大阪市高井田本通３丁目３番28―307号
債務者　南　　寿子
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４２５８号
大阪府吹田市千里山西１丁目41番28号（３Ａ）、前住所大阪府吹田市元町24番２号（104）
債務者　白木　昌代
1　決定年月日時　平成27年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部